

議案第18号

志摩市税条例及び志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

志摩市税条例及び志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市税条例及び志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(志摩市税条例の一部改正)

第1条 志摩市税条例(平成16年志摩市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年志摩市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第6号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同条第7号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第8号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の施行の日から施行する。